

## 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（人材確保体制構築支援事業）に関するQ&A

No	質問	回答
【全体に関すること】		
1	補助の対象となる事業所について教えてください。	奈良県内の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に限ります。
2	申請は各事業所単位ですか。	事業所単位で提出してください。ただし、申請者は事業所の管理者ではなく、開設者（法人）となりますのでご注意ください。
3	補助金の対象となる事業実施期間は、いつからいつまでになりますか。	対象となる事業実施期間は、令和7年4月1日から令和8年1月31日までとなります。
4	人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の両方を申請できますか。	可能です。
5	事業所が中山間地域に該当するかどうか教えてください。	別添の「中山間地域一覧」をご参考ください。

## 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（人材確保体制構築支援事業）に関するQ&A

No	質問	回答
<b>【研修体制の構築】</b>		
6	<p>「研修体制の構築」について、事業所が自事業所の職員を対象に自ら主体的に実施する研修に係る経費も補助対象となりますか。 また、別団体等が実施する研修会に参加する費用を事業所が負担する場合の経費は補助対象となりますか。</p>	<p>いずれの場合も補助対象となります。</p>
7	<p>「研修体制の構築」について、研修受講にかかる費用について 補助対象は、訪問介護員等に限りませんか。</p>	<p>主として、訪問介護員等を対象とします。 ただし、訪問介護員等ではない事務職員が訪問介護員等を指すために受講する研修や、管理者等が事業所のキャリアパスの構築のために受講する研修は対象とします。</p>
8	<p>「研修体制の構築」にかかる費用について、他の補助金や助成金をうけている場合も併用は可能ですか。</p>	<p>併用はできませんので、対象経費として申請する場合は十分ご注意ください。 特に介護職員初任者研修については、県の補助制度により受講費用が減免される場合がありますので、本事業の交付申請前に、受講申し込み先の研修実施事業者にご確認ください。</p>
9	<p>・「研修体制の構築」について、オンライン研修に用いるため、新たにパソコンやモニターを購入する場合、対象とすることができますか。 ・その場合、事業の目的外にも使用できる性質のものであっても、補助対象経費とすることができますか。</p>	<p>・対象となります。 ・価格が単価30万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしていますので、補助対象とすることは可能です。 なお、補助上限額を超える部分については、事業所の負担となります。</p>
<b>【中山間地域等・離島等地域における採用活動】</b>		
10	<p>中山間地域等に所在する事業所で、「都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費」の「都市部等」には他府県も含まれますか。</p>	<p>含まれます。</p>

## 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（人材確保体制構築支援事業）に関するQ&A

No	質問	回答
【経験年数の短い訪問介護員等への同行】		
11	「経験年数が短いホームヘルパーの同行」に要した経費はどのように算出すればいいですか。	<p>交付申請段階においては、事業所が所在する地域、同行訪問に要した時間に応じて以下の基準額を総事業費として算出するものとします。</p> <p>【中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分未満の同行支援1回につき 3,500円</li> <li>・30分以上の同行支援1回につき 5,000円</li> </ul> <p>【中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分未満の同行支援1回につき 2,500円</li> <li>・30分以上の同行支援1回につき 4,000円</li> </ul> <p>なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、経験年数が短いホームヘルパー1人につき30回を上限に、事業所が適切に判断してください。</p>
12	「経験年数が短いホームヘルパーへの同行」について、経験年数が短いほどの程度の期間ですか。	<p>原則として、訪問介護業務に従事した期間が1年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護業務に従事する頻度が低く十分な経験を積んでいない場合</li> <li>・他の事業所等での訪問介護業務従事経験があるが、1年以上のブランクがある場合</li> </ul> <p>なお、外国籍の方も同様です。</p>
13	「経験年数が短いホームヘルパーへの同行」について、移動時間は同行支援に要した時間に含まれますか。	<p>含みません。 サービスの提供を開始した時間から終了までの時間となります。</p>
14	「経験年数が短いホームヘルパーへの同行」について、実績報告時にはどのような書類が必要となりますか。	<p>サービス提供記録等、サービスを提供した日付と開始・終了時間、同行支援者の氏名、同行支援を受けた方の氏名および提供回数を確認できる書類のご提出を予定しています。（交付申請の段階では、これらの書類の提出は不要です。）</p>
15	「経験年数が短いホームヘルパーの同行」について、乗降介助の同行も対象となりますか。	<p>乗降介助も対象となりますが、単に運転業務を行う場合には対象となりません。</p>